

大田市告示第32号

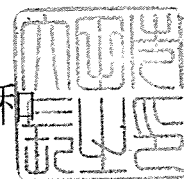
道路の供用の開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道路線の供用を開始したので別紙のとおり告示する。

その関係図面は、大田市役所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

島根県大田市長 楫野弘和



記

1. 路線名 別紙
2. 供用開始の区間 別紙
3. 供用開始の期日 令和4年3月18日
4. 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場 所	大田市役所建設部土木課
期 間	自 令和4年3月23日
	至 令和4年4月 5日